

いわき市の復興に関する連絡・調整会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復旧・復興を「オールいわき」体制で推進するため、国、県及び市内の関係機関・団体との連絡・調整を円滑に図ることを目的に、いわき市の復興に関する連絡・調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 復旧・復興に向けた取組に係る情報の共有を図ること。
- (2) 復旧・復興に向けた取組に係る連絡・調整を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、復旧・復興に関連する事項

(構成)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には市長を、副委員長には副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる機関・団体等を代表する者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議に関する事務を処理するため、事務局を行政経営部行政経営課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡・調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月3日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	機関・団体等
民間団体等	いわき商工会議所 いわき地区商工会連絡協議会 いわき経済同友会 いわき市農業協同組合 福島県漁業協同組合連合会 いわき市森林組合 福島県建設業協会 社団法人いわき市医師会 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会 いわき市観光まちづくりビューロー いわき市PTA連絡協議会 いわき市小・中学校長会連絡協議会 いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会 いわき市民生・児童委員協議会 いわき市文化協会 いわき市体育協会 社団法人いわき青年会議所
関係等 ライフライン	東北電力株式会社いわき営業所 株式会社N T T東日本ー福島いわき支店 東部ガス株式会社 常磐共同ガス株式会社 いわきガス株式会社 常磐都市ガス株式会社 福島県石油業協同組はいわき支部
行政機関等	東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部 国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所 国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所 経済産業省原子力安全・保安院福島第一事務所 農林水産省東北農政局福島農政事務所地域第三課 厚生労働省平公共職業安定所 福島県いわき地方振興局 福島県いわき建設事務所 福島県いわき農林事務所 福島県水産事務所 福島県小名浜港湾建設事務所 福島県いわき教育事務所 いわき市（市長、副市長、行政経営部長、復興監）